

答 申 書
(答申第10号)
平成14年6月24日

1 審査会の結論

異議申立人に係る平成13年度北海道障害者職業能力開発校の入校選考結果の「入校選考面接記録票」の「特記事項欄」を非開示としたことは妥当であるが、「応募選考名簿」の「職業適性検査性能得点欄」の一部を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、異議申立人に係る平成13年度における北海道障害者職業能力開発校（以下「本件職能校」という。）の入校選考結果である、ショップマネジメント科の平成13年度応募選考名簿（第3回）（以下「名簿」という。）及び入校選考面接記録票（以下「面接記録票」という。）である。

名簿は、ショップマネジメント科の入校希望者についてその成績等を整理した一覧表であり、異議申立人を含む入校希望者の学科試験の得点、職業適性検査の所要適性能基準、得点及び評価、面接評価、合否の判定結果などが記録されている。

面接記録票は、本件職能校で行われた面接結果を記載し入校選考の資料の一つとして使用されるものであり、入校希望者ごとに作成され、第一志望から第三志望までの訓練科名、氏名、年齢、性別、記入者（面接担当者）の氏名、評価項目、総合評価、特記事項などが記録されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報に北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第18条第1号又は第7号に規定する非開示情報（以下条例第18条第1号に該当する非開示情報を「1号情報」、同条第7号に該当する非開示情報を「7号情報」という。）が記録されているとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

その内容は、名簿については、異議申立人以外の入校希望者に係る記録については1号情報に、職業適性検査性能得点欄（以下「得点欄」という。）に記録されていた所要適性能基準が7号情報に該当するとして、面接記録票については、記入者（面接担当者）の氏名が1号情報に、総合評価の特記事項欄（以下「特記事項欄」という。）の記録が7号情報に該当するとしてそれぞれ当該部分を非開示としたものである。

異議申立人は、このうち7号情報に該当するとして非開示とした部分について取消しを求めていることから、本件処分のうち、得点欄の一部及び特記事項欄を非開示と

したことの妥当性について判断することとする。

(3) 7号情報の該当性について

ア 条例第18条第7号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる旨定めている。

本号が適用される場合としては、開示することにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生ずるおそれがある場合だけでなく、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合も含まれると解される。

イ 得点欄について

名簿の得点欄には、G知能、V言語、N数理、Q書記、S空間、P形態及びK共応の7項目が記録されているが、このうちG知能、N数理及びQ書記の3項目については、職業適性検査の基準点である所要適性能基準が記録されている。実施機関の説明によると、この3項目が、異議申立人の応募したショップマネジメント科の所要適性能であり、入校希望者の検査結果と照合するために記載されていたものである。

この所要適性能基準が非開示とされたものであるが、実施機関は、これを開示すると、入校希望者が合格することだけを念頭に偏った形で検査に臨み、本人の有するありのままの能力・適性の把握が困難となり、各訓練科の特性と本人の能力・適性の望ましい組合せの判断ができなくなり、また、入校後の訓練指導にも影響を及ぼし期待される訓練効果が望まれないこととなり、職業適性検査を実施すること自体の意義が失われる旨主張する。

しかしながら、①開示された部分の内容から、G知能、N数理及びQ書記の3項目が何らかの意味を持つことが推測され、所要適性能基準そのものが明らかではないとしても、入校希望者がこの3項目について事前に訓練をすれば、実施機関の主張する入校希望者のありのままの能力・適性を把握することが困難となる事態は起こりうるものであること、②仮に、入校希望者が合格することだけを念頭に偏った形で検査に臨んだとしても、入校希望者の対策にはおのずと限度があると考えられること、③入校後の訓練指導に影響を及ぼすなどの懸念については、入校後の実際の訓練の際に適切に対応すべきことであると考えられること、などを考え併せると、所要適性能基準を開示したとしても、今後の反復継続して行われる入校選考ないし訓練指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生ずるおそれがあるとは認められず、7号情報には該当しないものと判断する。

ウ 特記事項欄について

面接記録票には、評価する項目として「意欲」、「言葉使い」など9項目が記録され、それぞれについて「評価要素」、「該当事項」、「評価」及び「特記事項」の欄があり、そのほかに「総合評価」としてAからEまでの5段階で評価し、さらに総合評価についての「特記事項」の欄がある。「意欲」等の個別の評価項目については、特記事項の欄に記録がないため、この空欄は開示されている。非開示とさ

れたのは、総合評価の特記事項の欄である。

実施機関は、特記事項欄について、面接担当者の裁量的要素を含むものであることから、当該部分を開示すると、入校希望者が自身の評価と比較し、本件職能校の評価に疑問や不満を持つことを面接担当者が懸念し、当該部分が開示されることを前提にした記載内容となり形骸化するなど、面接担当者の面接評価の裁量が著しく制限されるおそれがあり、また、本件職能校の入校選考は、学力検査、職業適性検査、面接の結果等を総合的に判断して行われているが、面接担当者の面接評価の裁量が著しく制限された場合、入校選考の合否判定要素としての面接を実施することの意義が失われ、今後の反復継続して行われる入校選考の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められることから、7号情報に該当する旨主張する。

特記事項については、その必要がある場合に文章により具体的に記述するものであることから、入校希望者の短所や入校後に懸念される事柄などについて記載されることもあり得るものである。一方、面接の評価について疑問や不満を持つ入校希望者に対し、そのような具体的な内容について納得のいくような説明をすることは著しく困難であると考えられ、また、説明できたとしても入校希望者がそのことにより不信感を抱くことも考えられる。特記事項が開示されることになると、後に入校希望者に特記事項の内容を説明しなければならない場合の困難さなどを懸念して、面接担当者が、特記事項に記述すべきことを記述しない、あるいは、開示を前提とした一般的な表現にとどめるといった記載内容の形骸化が生じ、ひいては、面接による入校希望者に対する適切な評価を行うことが困難になるおそれがある。

本件職能校の入校選考は、実施機関の説明によれば、学力検査、職業適性検査、面接の結果等を総合的に判断して行っており、このような中で、上述のようなことが生じた場合、入校選考の合否判定要素として面接を実施することの意義が失われ、今後の反復継続して行われる入校選考の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、特記事項欄は、7号情報に該当すると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成13年12月17日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象個人情報の写し）の提出
平成14年1月31日 （第19回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 審議
平成14年5月23日 （第20回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成14年6月24日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申